



2021年11月22日  
一般社団法人 再生可能エネルギー  
長期安定電源推進協会

## 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度に関する意見書

再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（以下、REASP）は、再生可能エネルギーの主力電源化に重要な影響を及ぼす発電側課金制度の導入にあたり、発電事業者、金融機関を中心とした再生可能エネルギーの普及、推進を目指す立場から検討を進めております。

太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理（以下「廃棄等」）費用の確保については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループでの議論及び中間整理を踏まえ、最終的には2021年9月公表の「廃棄等費用積立ガイドライン」として、遵守が求められる事項の考え方が示されたものと認識しております。

本協会としては、本積立制度の趣旨については賛成するものの、一部制度の詳細については発電事業者の立場から懸念を有するところであり、以下の通り意見を表明致します。

### 1. 積立金の上限額設定について

「廃棄等費用積立ガイドライン」では積立金の額・単価について、FIT認定年度毎に設定される「解体等積立基準額」をkWhベースで課金していく方法が記載されております。

一方、この基準額の算定にあたり一定の資本費や設備利用率が想定されておりますが、この想定よりも低い資本費であったり、高い設備利用率となっている事業においては、必要以上の積立が行われてしまい、事業の採算性を悪化させる可能性があります。

例えば弊協会員企業おけるシミュレーションでは、下表のとおり、影響の大きな事例においては対資本費で7~8%を超える積立がなされてしまうケースが指摘されており、またこれ以外にも対資本費5%を超える事例が多く指摘されております。

事業名	FIT 単価	解体等積立 基準額	当初想定 撤去費用	外部積立新ルール における積立額
A	¥40	¥1.62/kWh	5.0%	7.1%
B	¥24	¥1.09/kWh	5.0%	8.5%
C	¥12	¥0.66/kWh	5.0%	7.4%

%表示はいずれも対資本費の割合

資本費の5%相当の積立がなされれば制度目的は達成しているはずであり、またプロジェクトファイナンス等で借入を行っている場合、金融機関側とも5%の積立で事業計画に合意しているケースが多く、過剰な積立を行い事業の採算性を悪化させてしまうことを回避す



一般社団法人  
再生可能エネルギー  
長期安定電源推進協会

べきではないかと考えております。

以上を踏まえ、積立額が資本費の5%を超えた時点で積立を終了する等の措置をご検討いただくことを要望いたします。

なお、積立終了の目安となる資本費については、事業者が運転開始後1カ月以内に行う設置費用報告を以て資本費を確認することとしては如何でしょうか。

## 2. 積立ての時期について

「廃棄等費用積立ガイドライン」では積立開始時期について、原則、調達期間終了日から起算して10年前の日以降、最初の検針日とすることと規定されています。

然るに、FIT認定後の運転開始が遅延し、調達期間が20年よりも短くなる場合があります。そのような場合であってもFIT終了10年前より外部積立が開始されると、事業への採算性への影響が大きくなることが予想されます。

この懸念への対応策として、例えば、事業開始後10年後より積立を開始し、残年数で資本費5%となるよう積立単価を調整することを要望いたします。

以上